



議案第四十一号

三朝町土地開発公社の定款を定めることについて

三朝町土地開発公社を設立することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町土地開発公社設立趣意書

最近における地価の高騰と土地利用の混乱により公共用地の取得は困難な状態にある。

このため公共事業費は増高し、町総合開発計画を円滑に実施することができず、今後ますますこの傾向が顕著になるものと考えられる。

また農林業との調和を図り、良好な地域環境整備を促進し公有地の計画的な確保と、適切な利用により、土地の先行取得と造成を行なう土地開発公社を設立し、公益性を保持しつつ、土地利用の面において秩序ある整備と町民福祉の増進を図る。

(役員任期)

第九条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第十条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員解任)

第十一条 三朝町長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合にはその役員を解任することができる。

(職員任免)

第十二条 職員の任免は、理事長が行なう。

(兼職の禁止)

第十三条 常任の役員及び職員は理事長の許可を受けなければ営利を目的とする団体

の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第三章 理事会

(設置及び構成)

第十四条 この土地開発公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもつて構成する。

(議決事項)

第十五条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

三 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

四 規程の制定又は、改正若しくは廃止

五 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

六 その他この土地開発公社の運営上、理事長が重要と認める事項

2 前項第一号に掲げる事項については、出席理事の三分の二以上の決するところによる。

(招集)

第十六条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の要求があつたときは理事長は、これを招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもつて通知しなければならない。

(議事)

第十七条 理事会の議長は、理事長をもつてこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別に定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができず。

(書面表決等)

第十八条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の理事を代表として表決を委任することができる。この場合において前条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第十九条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 理事の現在数
- 三 会議に出席した理事の氏名
- 四 議決事項
- 五 議事の経過

2 議事録には、出席理事のうちから、その会議において選出された議事録署名二人以上が議長とともに署名しなければならない。

第 四 章 業務及び執行

(業務の範囲)

第二十条 この土地開発公社は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

- 一 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下「法」という。）第十七条第一項各号に掲げる業務
- 二 法第十七条第二項各号に掲げる業務

(業務の執行)

第二十一条 この土地開発公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

第 五 章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第二十二條 この土地開発公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 この土地開発公社の基本財産の額は、三百万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第二十三條 この土地開発公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

(予算事業計画等)

第二十四條 この土地開発公社は、毎事業年度予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に三朝町長の承認を受けなければならない。これを変更しよ
うとするときも同様とする。

(財務諸表)

第二十五條 この土地開発公社は、毎事業年度の終了後二カ月以内に財産目録、貸借

対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見をつけて、これを三朝町長に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十六条 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十七条 この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債又は、地方債の取得
- 二 郵便貯金又は、銀行、その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第二十八条 理事長は、第十五条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足が生じたときは、三朝町長の承認を得て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を、当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は次の理事会において、その旨を報告しなければならない。

第六章 雑 則

(解散)

第二十九条 この土地開発公社は、理事会で出席理事の四分の三以上の同意を得たう

え、三朝町議会の議決を経、鳥取県知事の認可を受けたときに解散する。

二 この土地開発公社が解散した場合において、債務を弁済して、なお残余財産があるときは、当該財産は三朝町に帰属するものとする。

(規程への委任)

第三十条 この土地開発公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び第二十一条の規程に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、この土地開発公社の成立の日から施行する。

(最初の役員任期)

2. この土地開発公社の最初の役員任期は、第九条の規定にかかわらず、三朝町長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3. この土地開発公社の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、この土地開発公社の成立の日から昭和四十九年三月三十一日までとする。

三朝町土地開発公社定款（案）

第一章 総則

（目的）

第一条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第二条 この土地開発公社は、三朝町土地開発公社と称する。

（設立団体）

第三条 この土地開発公社の設立団体は、三朝町とする。

（事務所の所在地）

第四条 この土地開発公社は、事務所を鳥取県東伯郡三朝町大字三朝九百七十三番地の一に置く。

（公告の方法）

第五条 この土地開発公社の公告は、三朝町公告式条例（昭和四十五年条例第一号）

に定める掲示場に掲示して行なう。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 この土地開発公社に、次の役員を置く。

- 一 理事 十人以内(うち理事長一人及び副理事長一人)
- 二 監事 二人以内

(役員の仕事及び権限)

第七条 理事長は、この土地開発公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの土地開発公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、又は理事長が欠けたときは、その職務を行なう。

3 理事は、規程の定めるところにより、この土地開発公社の業務を掌理する。

4 監事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十九条の職務を行なう。

(役員の仕事)

第八条 理事及び監事は、三朝町長が任命する。

2 理事長及び副理事長は、理事のうちから三朝町長が任命する。